

(新) 令和7年度	(旧) 令和6年度
<p style="text-align: center;">〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書 <u>(案)</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」(令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号) ア (略)</p>	<p style="text-align: center;">〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和6年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」(令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号) ア (略)</p>

(新) 令和7年度	(旧) 令和6年度
<p>イ 介護予防普及啓発事業</p> <p>フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，認知症の早期発見・早期対応の視点も踏まえ，フレイル予防に関する普及啓発を進める。</p> <p>特に，フレイルチェック講座等においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により支援を行う。また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力を行う。</p> <p>ウ 地域介護予防活動支援事業</p> <p>フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して，住民主体の取組みが継続できるよう，活動現場への巡回訪問等を通じ効果的かつ効率的に育成及び支援する。<u>また住民の状況に応じた予防活動に向け，活動参加者の状態把握を行うとともに，継続的な活動への参加を支援する。</u></p> <p>(3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ア～エ （略）</p> <p><u>オ 地域包括支援センターの周知</u></p> <p><u>高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、困りごとや課題が重篤化する前に相談できることが重要であるため、地域包括支援センターの周知を行う。</u></p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号） ア 権利擁護の普及開発</p> <p>成年後見制度，消費者被害及び高齢者虐待等の<u>防止</u>について，中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り，普及啓発を進める。</p>	<p>イ （略）</p> <p>フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，認知症の早期発見・早期対応の視点も踏まえ，フレイル予防に関する普及啓発を進める。</p> <p>特に，フレイルチェック講座等においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により支援を行う。また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力<u>及びかしわフレイル予防ポイント制度の普及啓発</u>を行う。</p> <p>ウ 地域介護予防活動支援事業</p> <p>フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して，住民主体の取組みが継続できるよう，活動現場への巡回訪問等を通じ効果的かつ効率的に育成及び支援する。</p> <p>(3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ア～エ （略）</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号） ア 権利擁護の普及開発</p> <p>成年後見制度，消費者被害及び高齢者虐待等の<u>予防</u>について，中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り，普及啓発を進める。</p>

(新) 令和7年度	(旧) 令和6年度
<p>イ 成年後見制度の活用</p> <p>成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介及び連携等を行うほか、<u>著しく認知機能が低下している、あるいは</u>申立てを行う親族の不在などの理由により、制度の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる等、制度の利用促進に関する一次相談窓口としての役割を担う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>虐待等により高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。</p> <p>オ 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に複合的な課題が存在する場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した際には、訪問等による速やかな状況把握に努め、センター全体で対応方針を検討し、必要な支援を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>7 人員体制</p> <p>(1) 常勤の職員は次の職種を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。 そのうち1名は統括責任者(センター長)を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。 なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア 保健師その他これに準ずる者</p> <p>イ 社会福祉士</p> <p>ウ 主任介護支援専門員 <u>その他これに準ずる者</u></p>	<p>イ 成年後見制度の活用</p> <p>成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介及び連携等を行うほか、<u>制度の利用を必要とする者の重篤な認知症への罹患や</u>申立てを行う親族の不在などの理由により、制度の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる等、制度の利用促進に関する一次相談窓口としての役割を担う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。</p> <p>オ 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に複合的に課題が存在する場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した際には、訪問等による速やかな状況把握に努め、センター全体で対応方針を検討し、必要な支援を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>7 人員体制</p> <p>(1) 常勤の職員は次の職種を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。 そのうち1名は統括責任者(センター長)を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。 なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア 保健師その他これに準ずる者</p> <p>イ 社会福祉士</p> <p>ウ 主任介護支援専門員</p>

(新) 令和7年度

(旧) 令和6年度

(2) 前項の職員数について、センターの運営の状況等を勘案して柏市地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると柏市地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数を勘案し、センターに配置すべき3職種の常勤の職員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

(3) 統括責任者（センター長）の役割は次のとおりとする。

ア 地域包括支援センター内のマネジメント

イ 地域に対するマネジメント

ウ 政策に対するマネジメント

(4) 第1号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を〇名配置すること。

(5) センター業務を補助する非常勤の職員を、週20時間以内で1名配置すること。

(6) 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。

また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに市が定める書類を提出すること。

8 (略)

9 委託業務実施上の留意事項

(1)～(5) (略)

(6) 個人情報の取扱い

ア (略)

(2) 第1号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を〇名配置すること。

(3) センター業務を補助する非常勤の職員を、週20時間以内で1名配置すること。

(4) 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。

また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに市が定める書類を提出すること。

8 (略)

9 委託業務実施上の留意事項

(1)～(5) (略)

(6) 個人情報の取扱い

ア (略)

(新) 令和7年度	(旧) 令和6年度
<p>イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。<u>個人情報</u>の保管，<u>運搬及び</u>システムの閲覧制限など，セキュリティ管理に十分留意すること。</p> <p>個人情報を事務室の外部に持ち出す必要がある場合は，持出管理簿を作成し，適正な管理を行うこと。</p> <p><u>ウ 個人情報漏えいが発生した場合，その内容及び対応等を所定の報告書にて，速やかに市に提出すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>10～17 (略)</p>	<p>イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。<u>ファイル</u>の保管やシステムの閲覧制限など，セキュリティ管理に十分留意すること。</p> <p>個人情報を事務室の外部に持ち出す必要がある場合は，持出管理簿を作成し，適正な管理を行うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>10～17 (略)</p>